平成２７年（フ）第４０号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字根岸244番地１
破産者　鈴木　隆彦
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１７４号
秋田市御野場新町３丁目11番11号
破産者　木村　尚子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５号
東京都青梅市師岡町３丁目22番地の４　アザレーア河辺405（申立時の住所　秋田県横手市十文字町宝竜２丁目26番地）
破産者　赤塚　昌広（旧姓佐々木）
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第２６号
現在の住所　秋田県横手市十文字町腕越字西原99番地36　ニコル神原５号室
破産者　佐々木美智子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３４号
山形県南陽市島貫511番地の３
破産者　岸　　正浩
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第８０号
福島県二本松市郡山台44番地８
破産者　浅野喜代子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
福島県二本松市新座40番地１　市営住宅下山田団地26棟２号
破産者　石川　　正
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第８０４号
横浜市旭区川島町1722番地
破産者　有馬　要次
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３５号
神奈川県鎌倉市大船２丁目６番７－205号
破産者　大平　英介
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１１号
横浜市港北区大曽根１丁目９番１号　大倉山グリーンハイツ103
破産者　長谷川茂三
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５６号
相模原市中央区宮下本町２丁目15番25号
破産者　長野健二郎
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６４号
相模原市中央区中央２丁目13番３号　アートフランスビル902
破産者　恩田　栄子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３８３号
相模原市緑区東橋本４丁目４番13号
破産者　永来　　登
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７号
富山県小矢部市浅地120番地２
破産者　伊東　正則
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第４５２号
静岡県磐田市上岡田416番地24、前住所静岡県磐田市見付5961番地１
破産者　福川　辰雄
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
和歌山県紀の川市桃山町段526番地１、開始決定時の住所和歌山県紀の川市桃山町市場15番地６
破産者　井上建具店こと　井上　鉄二
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７９号
山口県下関市上田中町１丁目25番28―308号
破産者　古見田　徹
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
愛媛県伊予郡松前町大字北川原248番地
破産者　福田　慎也
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９号
愛媛県今治市桜井５丁目１番８号、前住所愛媛県今治市桜井２丁目５番31号
破産者　青野　久成
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部